

豊中市食品ロス削減推進計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

食品ロスの問題は、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダにおいて言及されるなど、国際的にも重要な課題となっている。

国においては、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）が施行された。

本市でも、食品ロス削減の取組みは「第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画」及び「第 4 次豊中市ごみ減量計画」において優先的な取組みとして位置づけ、食べ物を大切にする活動を市域で展開している。

本市の食品ロス削減の取組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進するため「豊中市食品ロス削減推進計画」を令和 3 年度（2021 年度）に策定することとしている。

本事業は、「大阪府食品ロス削減推進計画」及び「第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の内容等を踏まえるとともに、本市における食品ロスの実態を分析し、これまでの本市の食品ロス削減の取組みに加え、食品ロス削減のための必要な施策等を検討し、「豊中市食品ロス削減推進計画」を策定することを目的としている。

2. 概 要

(1) 件 名

豊中市食品ロス削減推進計画策定支援業務

(2) 実施期間

契約締結日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日（木）まで

(3) 業務内容

①本市における食品ロスの実態の分析及び具体的な施策の検討

- ・令和元年度（2019 年度）に実施した家庭系ごみ排出実態調査から食品ロス実態分析及び具体的な施策の検討
- ・令和 2 年度（2020 年度）に実施した事業系ごみ排出実態調査から食品ロス実態分析及び具体的な施策の検討

②豊中市廃棄物減量等推進審議会の参加及び関連資料等の作成

③パブリックコメントに係る取りまとめ等の支援

④豊中市食品ロス削減推進計画及び概要版の作成

※「豊中市食品ロス削減推進計画」については、「第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画 第 3 部 豊中市食品ロス削減推進計画」として策定

(4) 提案限度額

1, 0 9 3, 4 0 0 円（消費税含む）

3. 参加資格

(1) 参加資格要件

参加資格は、提案書等の提出期日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を取り消す。

- ①過去 10 年間に於いて、本業務と類似する計画（廃棄物に関する計画）策定の業務実績があること。
- ②地方自治法施行令(昭和 22 年政令政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年間を経過しない者（「暴力団の構成員等」という。以下同じ。）が役員等の立場で運営に関わっている法人又は暴力団の構成員等の統制下にある法人に該当しないこと。
- ⑤会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑥平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑦平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合に於ては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑧会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法 附則 第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法 第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合に於ては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑨業務全般にわたり総括して担当する総括責任者を設置すること。

(2) 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提案限度額を超える提案をしたとき
- ②提案書の内容が、本公募実施要領の示す要件を満たしていない場合
- ③提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- ④提案書の内容が、法令違反等著しく不適当な場合
- ⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥提案書の提出がない場合
- ⑦プレゼンテーションに参加しなかった場合

4. スケジュール

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 公募実施要領の公表 | 令和3年(2021年)5月7日(金) |
| (2) 参加申込書の提出期限 | 令和3年(2021年)5月14日(金) 17時まで |
| (3) 質問の受付期間 | 令和3年(2021年)5月7日(金) 9時から
令和3年(2021年)5月14日(金) 17時まで |
| (4) 質問に対する回答 | 令和3年(2021年)5月18日(火) |
| (5) 提案書の提出期間 | 令和3年(2021年)5月20日(木) から
令和3年(2021年)5月27日(木) 17時まで |
| (6) 第1次審査(書類審査) | 令和3年(2021年)5月28日(金) |
| (7) 第1次審査結果の通知 | 令和3年(2021年)5月31日(月) |
| (8) 第2次審査(プレゼンテーション) | 令和3年(2021年)6月3日(木)
※時間、場所は後日連絡します。 |
| (9) 第2次審査結果の通知 | 令和3年(2021年)6月7日(月) |
| (10) 契約の締結 | 令和3年(2021年)6月中旬ごろ |

5. 応募の手続き

(1) 参加表明書の提出

【提出期限】

令和3年(2021年)5月14日(金) 17時まで

【提出先及び提出方法】

豊中市 環境部 減量計画課 (〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号)

持参または郵送(配達記録が残る方法で郵送すること。)

【様式】

参加表明書(様式1) ※市ホームページからダウンロードしてください。

※応募申込者欄に記入し、その者の代表者印を押印してください。

(2) 質問の受付及び回答

【受付期間】

令和3年(2021年)5月7日(金) から5月14日(金) 17時まで

【質問方法】

「質問書」（様式2）を下記の間合せ先に電子メールで送付してください。

【間合せ先】

豊中市 環境部 減量計画課

メール：genryou@city.toyonaka.osaka.jp

【質問の回答】

令和3年（2021年）5月18日（火）電子メールにて全参加事業者に回答します。

なお、回答に対する再質問は受け付けません。

(3) 企画提案書の提出

【提出期限】

令和3年（2021年）5月20日（木）から令和3年（2021年）5月27日（木）17時まで

【提出先及び提出方法】

豊中市 環境部 減量計画課 計画推進係（〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号）

持参または郵送（配達記録が残る方法で郵送すること。）

【提出書類】

① 企画提案書の表紙（様式3）

・必要事項を記入し、代表者印を押印してください。

② 会社概要（様式4）

・会社概要（資本金、従業員数、業務内容、組織図等）

③ 会社の業務実績（様式5）

・実績については、過去10年における類似業務（廃棄物に関する計画策定業務）における実績を記入してください。

④ 総括責任者及び担当者の業務実績（様式6）

・総括責任者及び担当者の業務実績（保有資格、従事分野の経歴等）

⑤ 企画提案書（様式は問わない）

・企画提案書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするために図表を使用し、「豊中市食品ロス削減推進計画策定支援業務」に係る仕様書の内容を十分に踏まえて作成してください。

・原則としてA4版としてください。（縦横自由 20頁以内）。ただし、グラフ・表等は、必要に応じてA3版にして折り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してください。

・企画提案書には必ずページ番号を付してください。

⑥ 見積書（様式は問わない）

・見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記してください。

⑦ 公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無（様式7）

・入札参加停止又は除外措置を受けた場合は、その内容と期間が分かる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知の写し、書面による警告を受けた場合は、その書面の写しを添付してください。

【提出部数及び形式等】

- ・提出部数：①は原本1部、②～⑦は原本1部、副本6部

(注) 副本には、提案者が判明できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないでください。(黒塗りにする等により消してください。)

- ・形式：用紙サイズは、A4判(カラー印刷・両面印刷可)、横書き、左綴じ、ページ数を付してください。(表紙・目次はページ数に含まない。)
企画提案内容は、文章、表の他にイラスト及び写真等の使用も可能とします。
文字サイズ、本文の記載方法等は特に指定しません。

※注意事項

- ・提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ・企画提案書作成に係る費用は、参加事業者の負担とします。

6. 事業候補者の選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき審査を実施し、事業予定者及び次点者を決定します。

提案者が6者以上あった場合は、一次審査として書類審査を実施し、プレゼンテーション審査の対象者として5者を選定します。この場合、一次審査の審査結果を令和3年5月31日(月)に全提案者へメールにて通知します。

なお、提案者が5者以内の場合はプレゼンテーションの案内のみとなります。

(2) プレゼンテーションの実施

①プレゼンテーションは令和3年(2021年)6月3日(木)を予定しています。(時間、場所については別途連絡します。)プレゼンテーションでスクリーンは市で用意しますが、プロジェクター等を使用する場合、パソコンその他の使用機器等は提案者が用意するものとし、企画提案書と同一の資料を以て説明してください。

②当日の出席者は3名以内とする。

③プレゼンテーションにおいて資料の追加配布は認めません。

④プレゼンテーション終了後、審査委員より質問を行う場合もあります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Zoom等によるオンライン形式での実施に変更する可能性があります。

(3) 審査項目

評価項目	評価内容	評価点
企画力	提案内容の具体性について評価	30
分析力	食品ロスの削減の推進に関する洞察及び数値データの分析力について評価	30
構成力	企画提案書の構成及びプレゼンテーションの表現力について評価	20
業務実績/体制	業務実績及び実施体制について評価	10
価格	提案金額について評価	10
処分歴等	処分歴等について評価	減点

7. 事業候補者の決定及び審査結果通知

- (1) 事業予定者は、令和3年（2021年）6月中旬頃に決定します。審査結果はすべての提案者に通知文書を送付します。
- (2) 事業予定者としての決定の取り消し
事業予定者が本公募実施要領の定める応募者の参加資格要件に適合しなくなった場合や違反をしている場合。
- (3) 事業予定者の繰り上げ
事業予定者を取り消し処分とした場合、次点者と協議の上、事業予定者とします。

8. 参加の辞退

企画提案書を提出後、審査を辞退する意向のある場合には、速やかに問い合わせ先まで連絡し、「企画提案辞退届」（様式8）を持参、または配達証明付書留郵便により送付してください。

9. 公表

決定した事業予定者については、豊中市ホームページにおいて公表します。なお、審査内容や結果に関する異議は認められません。

10. 契約の締結

- (1) 事業予定者は、企画提案内容に基づき、本市と協議の上、委託契約の手続きを行うものとします。なお、事業予定者と契約に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとします。
- (2) 契約に当たっては、豊中市財務規則第108条により、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要となります。ただし、同規則第110条各項のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。
- (3) 当該事業について、市の了解なしに他者に再委託することはできません。

11. 情報公開

本実施要領及び事務における透明性を確保するため、豊中市情報公開条例（平成13年条例第28号）第5条に基づく開示請求があった場合は、原則として次に掲げる事項について公開するものとします。

- (1) 参加者全員の商号又は名称
- (2) 事業予定者の商号又は名称
- (3) 参加資格要件を有すると認められなかった者の商号又は名称及びその理由

12. その他

- (1) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。
- (2) 本実施要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、豊中市条例、その他関係法令等の定めるところによります。
- (3) 本提案等に対する参加報酬はありません。また、企画提案書類の作成に要した費用、旅費、その他参加に要した経費については、提案者の負担となります。

13. 問い合わせ先

〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号

豊中市 環境部 減量計画課 担当：(鈴木・内田・渡邊)

TEL：06-6858-2279 FAX：06-6843-3501

E-mail：genryou@city.toyonaka.osaka.jp